

今、憲法問題を語る — 憲法問題対策センター活動報告 —

第98回 天皇の代替わりについて法律家が押さえておくべきこと

憲法問題対策センター副委員長 棚橋 桂介 (66期)

(Aは法科大学院の学生, Bは実務家教員(弁護士)である。)

A: 先生, 先日の天皇の代替わりについて質問があります。

B: 勉強熱心ですね。ご質問の内容は?

A: あの儀式は, 憲法から見て問題はないのでしょうか?

B: 2019年10月22日に行われた即位の礼と, 同年11月14日と15日に行われた大嘗祭のことですね。具体的にどういう点が問題だと考えるのですか?

A: まず即位の礼については, 政教分離原則や国民主権原理の趣旨に反するのではないかという疑問があります。

B: 即位の礼は皇室典範24条に根拠規定がありますね。

A: はい。でも, 儀式の存在が法律レベルで認められ, 儀式の存在自体は憲法上許容されるのだとしても, 当該儀式の内容については憲法の統制が及ぶと考えます。

B: ええ, そう考えるべきでしょう。関連裁判例は調べましたか?

A: はい。大阪高判平成7年3月9日行集46巻2~3号250頁が, 傍論ながら, 旧登極令及び同附式*1を概ね踏襲したこと, 神道儀式である大嘗祭諸儀式・行事と関連づけて行われたこと, 天孫降臨の神話を具象化したものといわれる高御座や剣, 璽を使用したこと等から, 宗教的な要素を払拭しておらず, 少なくとも国家神道に対する助長, 促進になるような行為として政教分離規定に違反する疑いに言及し, 天皇が主権者の代表である首相を見下ろす位置で「お言葉」を発したこと, 同首相が天皇を仰ぎ見る位置で「寿詞」を読み上げたこと等, 国民を主権者とする現憲法の趣旨に相応しくないとされる点が存在するとも述べています。

B: 最高裁の判例はありませんか?

A: 最判平成14年7月11日民集56巻6号1204頁などいくつかの最高裁判例があるものの, 判断対象が即位の礼と大嘗祭への県知事らの参列行為に絞られており, 国の行為については直接判断されていません。

B: よく勉強していますね。今回は昭和から平成への代替わりの前例を踏襲しているので, 大阪高裁が指摘した問題点は今回も当てはまるということですか?

A: そう考えています。

B: 着眼点及びお考えの筋としては, 概ねそういうことでよいのだと思います。私から付け加えるべきこともさほどないのですが, 今回は前回と違い準備期間が十分あったはずですね?

A: はい。皇位継承を実現する退位特例法の成立が2017年6月でしたから, 検討・準備の時間は十分あったはずですが, にもかかわらず, 政府の式典準備委員会は3回合わせて1時間余りの会合で前例踏襲を決めた報道されています。

B: そうすると, 既に司法が違憲の疑いがあると指摘した点について, 行政が検討する十分な時間を与えられながら検討をせず, 安易に前例を踏襲して, 前例と同じく違憲の疑いのある形で儀式が行われることとなったといえそうですね。

A: なるほど, 司法がボールを投げたのに行政がそれを黙殺して, キャッチボール*2になっていないということですか。

B: あと, 政教分離については, 天皇との関連においては, 信仰内容が君主(天皇)支配を正当化する内容を持ち, 天皇が俗人ではなく聖職者としてそれに関与する形をとるため, 国家機構の諸活動と社会的現実の側に属する宗教との接触のあり方を規律する政教分離法理一般の現れ方と違いがあること*3を押さえておかなければなりません。また, 世襲の天皇制が, 平等な個人の創出を理念とする現行憲法の中であってそれとは明らかに異質な, 身分制の「飛び地」であり, そうであるからこそ天皇には人類普遍の人権は認められずその身分に即した特権と義務のみがあるという考え方*4からすれば, 皇室行事について政教分離原則を単純に当てはめてよいかは一考を要するところです。

すみません, 次の講義があるので, 残りについてのご回答は次の機会にさせていただいてもよいですか?

A: はい。大嘗祭についても, 教えていただいたことを踏まえて, 宗教性の強さと費用が公費から出されることの問題点を中心に考えてみます。ありがとうございました。

*1: これらは, 1947年5月1日に公布された「皇室令及附属法令廃止ノ件」(昭和22年皇室令第12号)により, 日本国憲法及び現皇室典範が施行される前日の同年5月2日限り廃止されている。

*2: 2014年の衆議院選挙の無効を求めた訴訟の最高裁判決である最大判平成27年11月25日民集69巻7号2035頁及び同日に言い渡された最大判平成27年11月25日民集251号55頁における千葉勝美裁判官の補足意見参照。「国会においては……当裁判所大法廷の判断を踏まえた制度の見直しについての検討が続けられており, 司法部と立法院とのそれぞれの機能, 役割を踏まえた緊張感を伴う相互作用が行われているといえよう。国家機構の基本となる選挙制度の大改革を目指し, 両者の間で, いわば実効性のあるキャッチボールが続いている状況にあ」という。もっとも, 筆者は, 選挙の平等の問題について, キャッチボールと呼ぶに値するほどに立法院の取り組みが十分なされているかは疑問があると考えている。

*3: 佐々木弘通「即位の礼・大嘗祭と政教分離の原則」別冊ジュリスト217号106~107ページ。

*4: 長谷部泰男「憲法(第7版)」(新世社, 2018年)124ページ。